

令和7年9月29日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである (なし)

3 会議録署名議員

13番	加藤克之	14番	高橋八重典
-----	------	-----	-------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (34名)

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
建設部長	立石隆信	教育部長	渡邊一弘
監査委員長	水谷繁樹	総務課長	横江兼光
財政課長	村田健太郎	人事秘書課長	神野忠昭
企画政策課長	佐藤文彦	防災課長	太田高士
税務課長	岩田繁樹	収納課長	細野英樹
市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子	環境課長	梅田英明
市民協働課長	藤井清和	観光課長	伊藤信哉
保険年金課長	中野修	健康推進課長	木村仁美
福祉課長	後藤浩幸	介護高齢課長	富居利彦
		総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	
児童課長	伊藤一幸		中山義之

産業振興課長	上田忠次	土木課長	西尾一泰
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	早川昇作
会計管理者兼 会計課長	田口邦郎	学校教育課長	飯塚義子
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶浦智也	歴史民俗資料館長兼 図書館長	田畠由美子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	浅野克教
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- | | |
|--------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 議案第38号 | 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 議案第39号 | 弥富市文化広場条例の一部改正について |
| 日程第4 議案第40号 | 弥富市立武道場条例の廃止について |
| 日程第5 議案第41号 | 弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 議案第42号 | 弥富市役所支所設置条例の一部改正について |
| 日程第7 議案第43号 | 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第8 議案第44号 | 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第9 議案第45号 | 弥富市いこいの里条例の一部改正について |
| 日程第10 議案第46号 | 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第11 議案第47号 | 弥富市下水道条例の一部改正について |
| 日程第12 議案第48号 | 令和6年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第13 議案第49号 | 令和7年度弥富市一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第14 議案第50号 | 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 議案第51号 | 令和7年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 議案第52号 | 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第17 認定第1号 | 令和6年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 認定第2号 | 令和6年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 認定第3号 | 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 認定第4号 | 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

て

日程第21 認定第5号 令和6年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第6号 令和6年度弥富市下水道事業会計決算認定について

(追加日程)

日程第23 議案第53号 工事請負契約の締結について

日程第24 発議第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第25 発議第2号 学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書の提出について

日程第26 議員派遣の件

日程第27 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第38号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第39号 弥富市文化広場条例の一部改正について

日程第4 議案第40号 弥富市立武道場条例の廃止について

日程第5 議案第41号 弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第42号 弥富市役所支所設置条例の一部改正について

日程第7 議案第43号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について

日程第8 議案第44号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第9 議案第45号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第10 議案第46号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第47号 弥富市下水道条例の一部改正について

日程第12 議案第48号 令和6年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第13 議案第49号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第14 議案第50号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第51号 令和7年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第52号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 認定第1号 令和6年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第2号 令和6年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第3号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第4号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第5号 令和6年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

## 日程第22 認定第6号 令和6年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第38号から日程第22、認定第6号まで、以上21件を一括議題といたします。

本案21件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） 総務建設委員会に付託されました案件は、議案第38号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをはじめ3件です。

本委員会は、去る9月22日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第38号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第38号は、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第47号弥富市下水道条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、非常時の場合、市が指定した工事店でなくても排水設備工事を行うことができるとあるが、その場合、工事店指定の申請1万円は払わなくてもよいのかとの質問に、市側より、被災などにより損壊した下水道排水設備を一刻も早く復旧することを目的に、通常時の指定工事店事務手続を経ず、特例的にほかの市町村長の指定を受けているものであれば、本市で工事ができるようにするためのものであり、手数料に関する事項を定めた条例でも規定していないことから、手数料の徴収はできませんとの答弁がありました。

さらに、これまでの指定店の手続状況はどのようなものがあったか、今回の条例改正との違いはとの質問に、市側より、弥富市下水道排水設備指定工事店規則第3条で指定要件を規定しており、例えば排水設備工事責任技術者証の交付を受けた責任技術者を1人以上選任すること、排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることなどが列記されています。今回、規則第3条の指定要件に変更はありませんが、新たに手数料を徴収することになるため、規則第6条で指定の有効期間、規則第7条で指定の更新をするための申請規定を設けるなどの改正をしていますとの答弁がありました。

ほかの委員からは、工事店は複数の自治体で指定を受けてもいいのかとの質問に、市側より、可能ですとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第47号全員賛成で原案を了承いたしました。

最後に、議案第48号令和6年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを審査いたしました。

委員より、事務手続の観点からの質問として、未処分の利益剰余金は議決を要するのは理解するが、端数を残す手法の考え方はとの質問に、市側より、積立金のため端数処理し、残りを繰越金として処理する考え方ですとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第48号は、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、閉会中の所管事務の調査についてを議題とし、私から産業振興施策の所管事務調査の現状や今後について説明をした後、引き続き調査を継続する必要があることから、特定事件継続調査申出を議長に申し出ること、さらに閉会中に委員会を開催する予定があることを市側にも伝えたことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会に付託された案件は、議案第39号弥富市文化広場条例の一部改正についてをはじめ8件です。

本委員会は、去る9月19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第39号弥富市文化広場条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、さくら会館の取壊し時期や解体費用額とその財源はとの質問に、市側より、令和8年度以降に解体予定で、費用は3,200万円程度、財源は充当率が90%の公共施設等適正管理推進事業債を活用し、残りの10%は一般財源ですとの答弁がありました。

さらに、跡地の利活用はどのように考えているのかとの質問に、イベント等、市民が集まる場所となるよう市民プール跡地及びはなのき広場と一体的な利用を想定し、敷地内全体の整備を検討するとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、委員から、現在も約3,600人の利用者があることから、今すぐ解体する施設ではない、廃止が妥当かを審査し、判断する資料が不足しており、判断できないとの反対討論がありました。一方、市では、平成28年より公共施設管理計画、再配置計画等で維持管理コストや財源について議論を重ねており、将来を考えると取り組むべきとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第39号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第40号弥富市立武道場条例の廃止についてを審査いたしました。

委員より、現在の利用状況と利用者の今後はとの質問に、市側より、総合体育館第一、第

二武道場及び各中学校の柔道場と剣道場の利用を予定していますとの答弁がありました。

続いて、今後の活用方法について、どのようなプロジェクトを考えているかとの質問に、弥富市公共施設再配置計画より、統合・解体の方針が示されており、建物の利活用は考えていないが、跡地については日の出小学校敷地内にあるため、学校運営を踏まえた活用を検討する必要があると考えていますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、委員から、ランニングコストに優れている施設の取壊しを急ぐことはないと反対討論があり、他の委員から、議案第39号と同様、審査・判断する資料の不足から判断できないとの反対討論があり、一方、市ではこれまで議論を重ねており、将来を考えると取組を進めることだと考えると賛成討論がありました。

採決の結果、議案第40号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

議案第41号弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正については、質疑・討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第42号弥富市役所支所設置条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、鍋田支所は、今後一層地域振興の総合調整機能が重要になると考えるが、どのように想定しているかとの質問に、市側より、鍋田支所の機能は主に、住民基本台帳や印鑑登録に係る届出及び証明に関すること、支所の維持管理などのため、地域振興に係る業務は行っていませんとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、利便性の改善の余地があり、地域の方がいろいろな面で不備になるや、議案第39号と同様の反対、賛成の討論がありました。

採決の結果、議案第42号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第43号弥富市総合福祉センター条例の一部改正についての審査に入り、委員より、なぜ利用者資格の緩和をすることとしたのか、結果、受け入れ対応は可能か、なぜ条例の施行日を令和8年4月1日ではなく公布の日からとしたのかとの質問に、市側より、デイサービスは制度上、市外居住者も利用可能だが、条例で市外居住者の利用を制限しているが、調査したところ、市外居住者の利用を確認しました。利用定員に対し利用者数に余裕があり、業務に支障がない場合、市外居住者も利用可能とするもので、現に利用者があること、指定管理者の収益向上がより図られると考え公布の日から改正としたとの答弁がありました。

続いて、議案第44号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正についてを審査し、委員より、なぜ同協定書の更新を行わないのか、場所の利活用はとの質問に、市側より、シルバーパートナーセンターによる指定管理を継続することが困難となったことから、弥富市十四山高齢者生きがいセンターを廃止することとしたためです。今後は、障がい者生きがいセンターとして一体的に活用し、現在の定員11人に対し、移行後は定員20人に変更となる予定ですとの答弁がありました。

続いて、議案第45号弥富市いこいの里条例の一部改正についてでは、改正で、市長が特に認めた場合には高齢者以外の利用も可能と理解してよいのか、どのようなケースを想定しているのかとの質問に、市側より、市外居住者のデイサービスの利用を想定しており、介護認定者以外の利用は従前と変更ありません。なお、南福祉センターは、従前より高齢者以外の方にも御利用いただくことができますとの答弁がありました。

以上3件は、このような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

最後に、議案第46号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを審査いたしました。

委員より、国のことども誰でも通園制度導入に伴う条例化であるが、弥富市としても独自に補強すべき点はあるかとの質問に、市側より、ことども誰でも通園制度は、本市では令和8年度から実施する新たな制度であり、実施保育所も含め検討していますが、実施保育所は1か所を予定していますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、保育士資格を有しない者でも業務に携わることが可能となる緩和措置により、事件の可能性が高まるなどを懸念するとの反対討論がありましたが、採決の結果、議案第46号は、賛成多数で原案を了承いたしました。

続きまして、行政視察報告、閉会中の所管事務調査についてを議題とし、小久保副委員長から報告がありました。なお、詳細につきましては報告書を御覧ください。

続いて、閉会中の所管事務調査についてでは、私から、今後、市側に政策提言を行うため、引き続き調査をしていくこと、その一環で、閉会中に関係部課長に出席を求め厚生文教委員会を開催することなどを市側にも伝えたことを報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、議案第49号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第7号）はじめ10件です。

本委員会は、去る9月24日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の補正予算について、議案第49号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第7号）を審査いたしました。

最初に市側から説明があり、委員から、当初予算の普通交付税額は7,000万円と計上され

た。今回の補正額1億5,938万5,000円と大幅増額となった理由はとの質問に、市側より、当初予算計上時に比べ、基準財政需要額の算定結果のうち、包括算定経費が国が当初示していた伸び率の見込みを上回ったことで約2,000万円の差が生じました。また、基準財政収入額では、固定資産税は当初予算の伸び率を、市町村民税の所得割は国が当初示していた伸び率の見込みを基にして推計していたが、算定結果がそれぞれ見込みを下回ったことで約1億3,000万円の差が生じたことが要因であるとの答弁がありました。

続いて、総務部所管の決算認定について、認定第1号令和6年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号令和6年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件を一括審査いたしました。

委員より、国庫補助金が2億円も減らされた要因はとの質問に、市側より、国庫支出金の予算と決算の差額約1億9,600万円のほとんどが非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行残に伴うものであり、減らされたものではありませんとの答弁がありました。

続いて、委員より、市税調定額及び収入済額に関し、個人市民税の減少の要因はとの質問に、市側より、個人市民税は前年度比1億3,760万5,732円の減額で、令和6年度に実施された定額減税の影響によるものです。なお、この減額分は、国の地方特例交付金により補填されています。この補填を踏まえると、個人市民税は前年度より約6,900万円の増加となっていますとの答弁がありました。

次に、建設部所管の補正予算について、議案第49号令和7年度弥富市一般会計補正予算(第7号)を審査いたしました。

市側からの説明の後、委員より、農業基盤整備事業1,957万5,000円の内容、目的、方法、効果、ほかの方法との比較はとの質問に、市側より、内容は土地改良事業設計委託料150万6,000円と土地改良施設整備工事請負費1,624万9,000円で、目的、方法については、当初予算に計上の篠川護岸整備を目的とするかんがい排水事業松名地区の工事区間を延長するためです。効果は、現場の護岸が雑木により管理上支障を来しているため、状況の解決と本工事は上流からの継続工事であることから、必要な工事であると認識しています。また、ほかの方法との比較は、市単独事業よりも県の補助を受けられる土地改良事業が費用面からも有利であることが理由です。2つ目として、県営特定農業用管水路特別対策事業負担金182万円で、この事業は本市が行う事業ではなく、地元からの要望により県が行う土地改良事業です。効果・比較については、本事業によりパイプラインを石綿管から塩ビ管に入れ替えることで、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定と農業の維持を図るもので、本市が工事費の一部を負担するものとの答弁がありました。

続いて、建設部所管の決算認定について、認定第1号令和6年度弥富市一般会計歳入歳出

決算認定について及び認定第6号令和6年度弥富市下水道事業会計決算認定について、以上2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、飲食店等創業支援金は何件分の予算に対して実績5件だったのか、この事業に対する評価と分析、今後の展望はとの質問に、市側より、市内の飲食店等が増えることで地域経済の活性化及びにぎわいの創出を目的に令和6年度から開始した事業で20件分、1,000万円を計上しました。申請件数が5件でした。事業を始めたばかりであることが要因であると考えています。今後は、今以上に弥富市商工会と共に協力し、さらに支援事業の周知に努めていくとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の補正予算について、議案第49号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第7号）を審査いたしました。

委員から通告にて、債務負担行為補正で鍋田郵便局キオスク端末管理委託が追加された理由はとの質問に市側より令和8年4月の運用開始に当たり、同年3月末までに鍋田郵便局内にキオスク端末を設置するため準備期間が必要で、同年1月に日本郵便株式会社東海支社と委託契約を締結する予定です。管理委託料については、令和8年4月以降に発生するため令和8年度経費として毎年6,000円、年間8万円を計上したものとの答弁がありました。

続いて、市民生活部所管の決算認定について、認定第1号令和6年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員より、ごみ袋購入費が令和4年度から5年度は増加、令和5年度から6年度は減少している要因はとの質問に市側より令和5年度は、4年度と比較して契約時の各ごみ袋の単価が安くなったことで、本市で格納可能な範囲で多めに購入したためです。年間のごみ袋排出量は劇的に変化しなかったため、令和5年度購入分の在庫数を考慮し、令和6年度のごみ袋の購入数を減少したことによるものとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の補正予算について、議案第49号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第7号）から議案第52号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上4件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、いこいの里修繕工事請負費の内容、目的、方法、効果、ほかの方法との比較はとの質問に、市側より、いこいの里入浴設備のろ過器五方弁の交換1か所、消毒用塩素注入装置のポンプ部品交換1か所、南デイサービス入浴設備のろ過器五方弁の交換1か所、ろ過器の循環ポンプの取替え1か所の計4か所の入浴設備の修繕を一括で工事発注を計画しています。施工は、各機械・器具の故障等の状況及び経費削減の視点で行います。効果については、工事を行うことで、いこいの里及び南デイサービスセンターの入浴提供の継続が図られますとの答弁がありました。

続いて、健康福祉部所管の決算認定について、認定第1号令和6年度弥富市一般会計歳入

歳出決算認定について及び認定第3号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号令和6年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上4件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、個別避難計画作成管理システム使用料に関し、要配慮者に関する必要な情報を一元管理かつ可視化とあるが、各自治会へ管理依頼しているオレンジファイルは、具体的に何か扱いやすくなったのかとの質問に、市側より、オレンジファイルは新規に導入したシステムで、名簿登録者の居住地を色づけした地図の作成が可能となり、これまで配付していた名簿とともに地域ごとの地図を提供し、支援が必要な要配慮者の居場所が一目で把握できるようにしました。なお、その際配付した名簿は、地図情報とリンクした最新のものに差し替えを行っていますとの答弁がありました。

次に、教育部所管の補正予算について、議案第49号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第7号）を審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、部活動等選手派遣費補助金の内容、目的、方法、効果はとの質問に、市側より、中学生徒が部活動で西尾張大会をはじめとする大会参加の際、発生する費用を補助するためのもので、交通費、大会参加料、宿泊費等の補助をしています。生徒たちが日々の練習の成果を發揮し、より高いレベルで競技する機会を確保することを目的とし、部活動は生徒の成長を促す重要な教育活動の一環と捉え、その活動を支えるものですとの答弁がありました。

続いて、教育部所管の決算認定について、認定第1号令和6年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、各小・中学校の水道契約の口径が過剰と思われるが、各施設の契約口径と年間使用水量はとの質問に、市側より、口径40ミリは十四山東部小学校で水量2,504立米、口径50ミリは桜小学校7,228立米、大藤小学校6,517立米、栄南小学校3,711立米、日の出小学校5,141立米、弥富北中学校9,183立米、口径75ミリは弥生小学校7,101立米、白鳥小学校5,081立米、十四山西部小学校4,473立米、弥富中学校5,762立米で、各学校の建設時、学校規模や将来的な需要予測に加え、消火栓の必要水量、給食調理に必要な水量等、利用状況に合わせて適切なサイズが選定と認識しています。また、建築基準法や水道法などの関連法規に準拠し、安定的な給水が確保できる口径を選定しているとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、認定第1号については、議会への説明不足である、JR名鉄弥富駅自由通路事業では、適正な支出かの判断ができないや、予算の段階から反対している。認定第3号から認定第5号については、被保険者の負担が増すばかりで、物価高騰もあり大変厳しい状況にあり、制度自体の見直しが必要。認定第6号については、一般会計の負担も大きく、財政を圧迫している、下水道事業を合併浄化

槽で対応していくなど見直す必要があるや、全国的には下水道の老朽化が始まっており、国の予算配分も新設ではなく更新にシフトされる、これ以上の赤字事業はやめるべきとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第49号から議案第52号までの4件については、全員賛成で原案を了承、認定第1号は、賛成多数で原案を了承、認定第2号は、全員賛成で原案を了承、認定第3号から認定第6号まで4件は、賛成多数で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に基づきまして討論させていただきます。

まず、議案第39号、40号、42号、この3件は公共施設の廃止、具体的にはさくら会館、武道場、鍋田支所の廃止の議案となっています。

さくら会館は現状、社教センターの敷地内にあります。また、武道場は日の出小学校の敷地内にあり、現状、管理者が常駐しなくてもいい施設となっています。その点において、運用コストに関しては、かなり有利な状況でランニングコスト等、いけば年間100万円にも満たない、そんな状況の中で、利用者がさくら会館では363回、年間にあり、4,000人近い利用者がいらっしゃいます。また、武道場については、年間400回を超えるような利用があり、6,000人以上の方が利用されております。そういう中で、この利用者数を考えれば、今すぐ廃止するのではなく、使えるだけ使っていくことが望ましいと思います。また、代替としてやはり今ある既存の施設だけに集約するには限界があります。そういう中では、新しく集約するような施設を代替として考えていく必要もあると感じております。

また、42号は鍋田支所の廃止についての議案ですが、この鍋田支所についても近隣の住民サービスが低下し、ますますその地域に住みにくくなる懸念があるわけです。こうした中で、やはり工夫を凝らして残していくべきだと感じています。また、これらは公共施設再配置計画にあるものでありますけれども、一方では自由通路事業などの不要不急のものに莫大な投資を行うなど矛盾しています。

よって、ただ単に公共施設再配置計画をそのまま進めるのではなく、この公共施設再配置

計画自体の計画を大きく見直して精査していくべきだと思っております。

そうした中で、この3件の議案に対しては、賛同することができません。

また、議案第46号は、弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてですけれども、これについては、国の誰でも保育の関係で条例の整備が必要だということで今提出されておると思いますが、確かに子供の成長にとってそのような機会、集団生活等の機会が増えることは望ましいと感じています。しかしながら、現状の保育の現場は本当に大変であり、今いる保育士さんたちは細心の注意を払って今頑張っております。そこに通常見ていない子が加われば、それは本当にさらなる負担となり、かなり事故等のリスクが懸念されます。また、そこに加えて保育士資格を持たなくてもよいという規制緩和が加わって行うのであれば、これもまた重大な事件・事故につながりかねないということで賛同することができません。

そして、認定第1号、認定第3号、4号、5号、6号については、1号については一般会計予算、そして3号、4号、5号については国民健康保険税、後期高齢者医療制度、そして介護保険、6号については下水道事業の決算認定でございます。

まず、第1号、一般会計については、財政が厳しいとしつつ、不要不急の自由通路事業の予算、約1億4,000万円ほどが含まれています。こうした中で、国の補助も減らされ、今、市の財政を余計に圧迫することになっております。自由通路事業自体を大きく見直して、削減を図っていくべきだと思います。

また、こうした事業の中でこうした予算をほかに回していく、例えば、今本当に毎年の酷暑の中で学校の体育館にエアコンもついていない状況であったり、あるいは社教センター等の公共施設、スポーツセンター等ありますけれども、まだトイレの洋式化がなかなか進んでいないと。こうした状況を考えれば、こうしたところに対策して予算を組み立てるべきだというふうに思っています。ましてや、こうした自由通路で不要不急のものために都市計画税などの増税を検討することなどあってはならないと思っています。

こうした中で、この予算、そして予算が含まれるこの今回の決算認定については賛同することができません。

また、第3号、第4号、第5号の介護保険、国民健康保険税、後期高齢者医療制度については、やはりこの制度自体を大きく見直していかなければならないと思っています。というのは、今本当に現状としてどんどんどんどんこの加入者の、被保険者の負担が大きくなっている、制度上そういう仕組みになっているんです。だからこそ、社会保障としてもっと大きく国全体でこの保障制度を支えていくという意味においても、大きな負担を国・県、そして弥富市においても負担をし、利用者の負担、そして被保険者の負担を下げいかなければ制度自体が成り立たないと、社会保障として成り立たないと感じています。

また最後に、下水道事業についても、今本当にどんどん予算をつぎ込んでおるわけですが、新規事業としてまださらなる事業も行っている最中となっています。こうした中で、新しくどんどんつくっていけば余計に負担が増えていくと。今、現実では合併浄化槽というのは、公共下水道と同じような浄化能力があるという中で、さらなるこの下水道事業ではなく、大胆にこの合併浄化槽に切り替えていくべき、また、更新時にもそうした合併浄化槽に切り替えることを考えれば、今新規事業として行うような予算は、余力はないと感じています。そうした中において、今回こうした予算が含まれている状況の中で、この決算認定についても賛同することができませんので、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第39号弥富市文化広場条例の一部改正についてと議案第40号弥富市立武道場条例の廃止について及び議案第42号弥富市役所支所設置条例の一部改正についての、以上3つの議案に対して、一括して賛成の立場で討論いたします。

この3つの議案は、簡単に言えば、さくら会館、武道場、鍋田支所の施設の老朽化に伴い、令和8年4月1日から廃止するものであります。弥富市では、少子高齢化が進行し、団塊の世代が高齢期を迎えることから、社会福祉費は年々増加しており、生産年齢人口の減少に伴い市税収入等減少が見込まれます。これに加え、1970年代から1980年代にかけて集中的に整備された公共施設が多く、既に35年以上が経過しております。10年から25年後には一斉に建て替え、更新の時期を迎ることが予測されており、この費用が弥富市の財政に大きな負担となってまいります。そのため、将来世代における行政サービス水準の維持に影響を及ぼすだけでなく、負担の増加も懸念されます。行政サービスの提供を維持・確保していくためには、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化を計画的に進めていく必要があります。そのため、平成28年3月に公共施設の更新費用等の財政負担を軽減平準化するために、計画期間40年間とする弥富市公共施設等総合管理計画が策定されました。令和2年3月には弥富市公共施設再配置計画、令和3年3月には弥富市公共施設個別施設計画が策定され、本市の公共施設マネジメントが本格的に始動し始めました。今後、弥富市の厳しい財政状況が予測される中、現状のまま公共施設を維持管理していくのに必要な財源の確保には非常に困難な状況であります。

弥富市公共施設等総合管理計画による試算では、弥富市が持続可能な市政運営を行っていくためには、計画期間の40年間で既存施設の31.9%の延べ床面積、学校の総床面積の約7割分を削減する必要があります。

これまで市は、計画どおり旧歴史民俗資料館や市民プールの廃止を行ってきました。今回のさくら会館、武道場、鍋田支所の廃止もこの計画に沿ったものであります。また、9月19

日の厚生文教委員会で市側から、この3つの施設を廃止しても他の公共施設がその受皿を担えるとの説明もあり、その対応は十分であると確認いたしました。私も市の職員の在職中は、この平成28年の総合管理計画、また令和2年の再配置計画を担当し、中身は熟知しております。そういう部分から、これはぜひ進めなくてはならない計画であることは間違いないありません。いずれにしましても、将来世代に財政負担を先送りしないためにも、どうしてもこの計画の推進は必要なものであり、この条例改正は必要なものあります。

以上のことから、この3つの議案に賛成し、私の賛成討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

まず、議案第39号弥富市文化広場条例の一部改正について、議案第40号弥富市立武道場条例の廃止について、議案第42号弥富市役所支所設置条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

先ほどからの那須議員の反対討論、それから横井議員のほうから弥富市の財政状況、それから確かに弥富市は公共施設が多いです。なので、公共施設の計画的な廃止については非常に重要だと思っております。それを前提とした上で、市はこれらの施設の廃止が、この3つの施設ですね、公共施設管理計画や再配置計画に基づいて説明していますが、いざ一つ一つの施設を廃止するということは、当然関係する利用者もいますし、本当にどうなんだとということを一個一個最後詰めて説明していく。このプロセスには重大な問題があり、そのプロセスの面で到底賛成できないという観点で反対討論を行います。

主に2点に整理しました。説明責任の欠如とずさんな手続です。

市は、それぞれの施設の廃止方針を決定するに当たり、それぞれの建物の現状、他の目的での改修費用、そして延命したことによるメリットについて、議会や市民に十分な説明を行っていません。本来であれば廃止ありきではなく、それぞれの施設のカルテのような文書を作成し、改修と廃止のメリット、デメリットを比較検討して議会に書面で説明をし、合意形成を図るべきです。というか、間違いなくこれは廃止したほうがいいということであるならば、きちんと資料を作つて議会に説明すればいいだけのことだったんですよ。しかし、委員会でその点をただしたところ、市は慌てて令和3年度、4年前ですかね、再配置計画のときに作ったコピーを提出したにすぎません。これは3つの施設について、さあ、いざ廃止だというときに、最新かつ具体的な検討が行われていないことの証拠です。こんな状況では、建物を解体して更地をするのが予定どおり最善なのか、令和3年度の時点ではなかつた状況として、こんな使い方があると、こんな活用があるかという議論すらもできません。

2点目、結局これは議会と住民の軽視と言わざるを得ません。このようなずさんな手続は議会軽視であり、ひいては主権者である住民への軽視にほかなりません。説明責任を果たし

ていないんですからね。なぜなら、条例案だったらもう、だからイエスかノーかじゃないですか。その前に、市民や関係者に対する説明会やパブリックコメントを実施し、納得のいく形で行政の手順を踏むべきだからです。もちろん鍋田支所では住民向け検討会があります。私も傍聴させていただきました。ただ、結論ありきの条例案を出して質問されて、ようやく不十分な資料を提出するような姿勢では、住民も議会も弥富市の行政運営に対する不信感を招くものです。

結論として、単なる再配置の計画書のコピーですね。令和3年じゃなくて、各施設について、あっこれならそうだねと言えるような、議会も市民も納得できるような説明書を作成して、必要な手続を経て、議会と市民の合意を得なければなりません。だから、何度も言いますけれども、これだけ壊れている、直すのにこれだけかかる、だから、もうこれはやっぱり廃止しなきゃいけないんだというふうな説明資料なしに廃止条例というのが現状です。なので、そういう意味で、手続が全く踏まれていない現状において、この条例案に賛成することはできません。

まず、最初の以上3点です。

次に、認定第1号令和6年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

主に4点です。

1点目、弥富市における事業の不透明性とずさんな執行についてです。

最も深刻な問題は、JR名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業において、極めてこの公金について不透明であり、ずさんな管理をしています。市民の税金を扱う事業として決算書を見ましたが、到底容認できるものではありません。

2点目、じゃあ、なぜか。結局、質疑で明らかになったのは2点目ですね。結局は、鉄道事業者への丸投げと経費削減努力が欠如しているからです。この事業の最も大きな問題は、事業全体を鉄道事業者に丸投げてしまったことです。ほかの事業では、便所一つ造ることについても、便所を洋式化することについても、自ら設計・施工するということで、不要不急じゃないか、きちんと精査をして経費削減に努めていることができた。これだって基本的には一緒なんです、事業の大きさが違うだけで。しかし、市の答弁からは、経費削減への真剣な検討は見られませんでした。JRと名鉄、鉄道事業者が適切にやっている、これの繰り返しです。市はJRや名鉄を信頼していると言っていますけれども、市民の税金を使う以上、市はJRと名鉄を信頼するんじゃないくて、徹底的に精査をする義務があるんじゃないですか。

3点目、不透明な事業管理と証拠書類の不備です。不備というか、証拠書類がほとんどない。市が事業主体で補助金じゃないんですよ。近鉄みたいな補助金であれば、それは事業主

体は近鉄ですから、うちは総額に対して37%補助すればいいんですけれども、これはあくまで市が事業主体なんです。ほとんど99%市なんです。詳細な設計図や図面を把握せず、全てをJRと名鉄に任せっきりで令和6年度の事業が執行されました。令和6年度支出された費用が適正なのか、最低限の工事が実際に行われているかどうかも含めて、市の答弁では全く確認できません。支払いの根拠も一式100万円、一式何百万円というのが詳細な証拠だそうです。穴を掘って埋まっているものについて質疑をすると、市の職員はJRの写真を見た、見たけれどももらっていないと言っています。これでは証拠になりません。令和6年度の予算が適切に執行されたという確証が全く得られません。このような管理体制での決算を認めることはできません。

4点目、市民への負荷転嫁と財政の悪化です。

今回、国からの補助金が不足した分は市が補填することになります。結局は他の事業、特に福祉事業にしわ寄せが行くことは避けられないでしょう。財政調整基金についても一旦、もともと20億円ぐらいで来ていたんですよね。やっと20億円に戻したかなと思ったら、また結局17億円に減少し、将来に大きな負担を残す事業に多額の予算が執行されています。要するに、JRのような大きな事業ばかりやっていて、着実な身近な事業がおろそかになっています。市民への十分な説明もなく、市の経費削減努力が見られないこの決算に、私は断固として反対します。

最後に、認定第6号令和6年度弥富市下水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論します。

言うまでもなく、下水道事業は事業者負担が原則です。事業者負担で黒字にしなければなりません。ところが毎年のように多額の赤字を計上しています。深刻な赤字として5億円以上の経常損失、一般会計からの多額の補助、毎年一般会計から4億円もの補助金が投入されています。ところが、新たに新規建設をまだいまだに進めています。そして、企業債の発行です。赤字が改善される見通しがないのに新規建設費は増加し、新たに6.4億円の企業債を発行しています。公共施設も大きいですが、実は金額的にはむしろこっちのほうが大きいと思います。200億という単位です。弥富市の財政は将来に大きな課題を残しています。私はこの決算を到底認めることができません。

以上の理由から、私は下水道会計の決算認定に反対します。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

他に討論のある方はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第38号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号から議案第45号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号から議案第52号まで、以上6件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第52号まで、以上6件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日、安藤市長より議案第53号が提出をされました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第23、議案第53号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第53号工事請負契約の締結につきましては、小学校再編整備工事施行のため、必要があるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を教育部長に求めます。

渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 議案第53号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

内容につきまして、1. 工事名、小学校再編整備工事。2. 工事場所、弥富市六條町地内。3. 工事請負契約金額、21億2,300万円。4. 請負契約者、大栄・弥富特定建設工事共同企業体。5. 契約の方法、3名の一般競争入札でございます。

この案を提出しますのは、よつば小学校再編整備工事施行のため必要があるからでございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第53号について質疑させていただきます。

今回は、よつば小学校の再編整備の工事の締結ということでございますけれども、この小学校の懸念された案件としては、標高がマイナス1.9メートルの地盤にあるというところで、設計の段階でかさ上げをしていくということで確認しておりますけれども、現状としては50センチをかさ上げするのみ、そして止水板は職員室の周りだけということでありました。私もそうした委員会の中では指摘させていただきましたが、その後、その設計自体は改良され

た上なのか、それとも改良されずそのまま工事締結に至ったんでしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 6月議会に、議会に説明させていただいたとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それから改良されていないということが確認取れましたので、質疑としては終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第53号に対して、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど質疑のほうでも確認させていただきましたが、今現状として、よつば小学校が計画されている現在の西部小学校の位置は、標高がマイナス1.9メートルという中で、災害の危険性がある、そんな土地であります。こうした中で、かさ上げ等の対策を施すということでしたが、しかしながら、かさ上げは50センチと、マイナス1.9メートルに対して50センチですから、マイナス1.4メートルのマイナス地域という中で学校が建てられるという計画になっています。また、水が浸水しないように止水板はつけると言っておりましたけれども、その1階全体を止水板で止めるわけではなく、職員室のみを囲う中で水が校舎内に入ってくるという状況が想定されます。こうした中で、やはりこの設計自体を改良しなければ工事に踏み切ることは私としては賛成することはできませんので、この議案に対しては反対とさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第53号工事請負契約の締結についてを反対の立場で討論します。

昨年度は、よつば小学校設置に向けた小学校再編整備事業の議論が重ねられてきました。

そのときにも述べさせていただきましたように、弥富市内のほとんどが海拔ゼロメーター地帯であり、想定されている南海トラフ巨大地震による液状化や大型化する台風、線状降水帯による洪水などの大規模災害が懸念されています。

今年7月17日の大雨では、十四山西部小学校西側にある正門前の道路が冠水して別の場所から一斉下校が行われました。また、昨年12月定例会で十四山中学校跡地での新築と十四山西部小学校での増改築の比較検討をしたところ液状化の影響、水害への対応、近隣への影響、バス乗降場所の利便性、工事用地の広さ、工事中の安全性、工事車両の駐車場所、周辺の道路の安全性、ライフサイクルコストについて全ての項目において十四山中学校跡地のほうが明らかに優位であるということを昨年の12月議会のときに説明をさせていただきました。

また、よつば小学校の設置場所を十四山中学校跡地にへと3,394筆もの請願署名が提出されましたが、この請願者の声は残念ながら弥富市に届きませんでした。保護者をはじめとした多くの請願者は、いまだにあの悔しさを忘れていません。請願者からは、なぜ小学校再編事業よりまちなか交流館のリニューアル工事を優先するのかとか、市の事業を進める優先順位に問題があるのではないか、また海拔マイナス1.9メートルの場所にもかかわらず、50センチ程度のかさ上げや止水板の設置で本当に安全だと市は考えているのかなど、厳しい声が聞こえてまいります。

さらに、再編委員会の関係者の方からも、現在の市の進め方ではよつば小学校が開校してから、間違いなく昭和47年完成の既存校舎や昭和46年完成のプールなど不具合が徐々に噴出していくとの懸念を示してみました。

市はこれまでその場しのぎの答弁を繰り返し、当該事業を進めてきました。私もよつば小学校の開校後は、徐々にこの現計画の綻びが出てくるものと考えております。そのとき、誰が責任を取るのでしょうか。この議場にいる人間ではありません。この場にいない中堅若手職員が近い将来に後始末をすることになります。どうしてこんなところに建てたんだろうと、そういったような話にもなります。

先ほど締結議案にもありましたように、約21億円もの巨額の予算を使うのであれば、継ぎはぎでの現計画ではなく、中長期的な視点に立って全ての校舎を新築し、将来の弥富市を担っていく子供たちのために、安全で魅力あふれるよつば小学校を開校させるべきではないでしょうか。40億円かかっても、子供たちに弥富市は投資していく、そういう気持しが必要であります。

現計画でのこの事業の進め方には私として責任が持てませんので、議案第53号に対して反

対いたします。

以上で私の反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第53号工事請負契約の締結について、反対の立場で討論します。

低いという点については、先ほどの議論と、討論と重複しますのでなるべく割愛しますが、またその大前提として、やはり私は子供への予算、これはけちってはいけない、子供にはしっかりお金をかけなきやいけないという点においては、お金がかかることについては実は反対はしておりません。例えて言うならば、よつば小学校を1か所6億円でリニューアルしたら24億円ということになりますので、反対もしておりますし、何がしかの国の補助も出るでしょう。それから、公共施設の再配置ということでいうと、いわゆる大藤・栄南・十四山地区がどんどん公共施設が減っていくことがありますので、確実に必要な公共施設、やっぱり学校ということですので、学校はしっかり造っていくべきだということを前提にした上で、今回は工事契約ということですが、これについて幾つかの理由で反対させていただきます。

まず、当然一番大きいのは、先ほどと重複しますが浸水リスクです。1階の床面が50センチかさ上げされましたが、それでも海拔でいうところのマイナス1メートルです。満潮になれば海拔プラス1.2メートルに伊勢湾台風の水は来ていますので、2.2メートル水が入ると、ほぼほぼ1階の職員室は使えないということを想定せざるを得ません。止水板というのは単なる時間稼ぎですので、議論にもなりません。

それから2つ目が、改めて申し上げますけれども、弥富市はこれまで公共施設を新築する際、1階の床面を海拔よりも高く、最低でもゼロプラス50センチを目標にしてきましたので、それとの例外であるということが理解できません。一旦建設すれば80年は使うということで、これを改めてマイナス1メートルに建設するという計画は常識では考えられないと思います。

さりとて、今回工事契約ということですので、工事入札の書類を全てホームページからダウンロードして見させていただきました。1階に合成木材のデッキをつくるんですけども、これについては耐久性に大きく問題がありますし、それからほかの議員が指摘していた給水が75ミリも要るのかと。基本契約料がすごく高いものですから、もうちょっと小さくてもいいんじゃないのかと。受水槽はありますからね。それから、先ほどの職員室1階なんですねども、本当に伊勢湾台風のように堤防が切れてしまった場合に備えて、2階へ機能をどう移

すか。もちろん重要なデータはクラウドで保存されていると思いますけれども、消防設備とか様々なものがなるべく速やかに2階に移動できるような仕組みを、今後の実際の施工の中で考えていってほしいと思います。

それから、先ほど横井議員も指摘されました、西側の道路がもともと狭いと言っていたんですが、今回改めて冠水してしまうと、バスが走るとすごい波が立つということが分かりましたので、まだ今なら改めてバス停を北側とか東側に用地を買って、やはりバス停についてより安全な方策について工夫の余地はあるんじゃないかなと。

それから、給食室についても現在の設計には入っておりません。今後、給食室をどうしていくか。一説によれば、日の出小学校で作って運ぶという手もあるんじゃないかな。僕はそれがいいとか悪いとか言いませんけれども、そういうことを今後早急に、12月議会以降きちんと議会にこの内容について詳しく報告していただきたい、その場合の所管委員会が総務建設厚生文教合同委員会でも結構ですし、予算決算でも結構ですので、ぜひこの今後の内容について、議会あるいは住民に対してきちんと説明をして、変えるべき点は勇気を持って合意をもって変えると、議会との合意を得ながら変えれば、当然変えられるはずです、設計変更というのは。それをあたふたと工事事業者、設計者のままでいくんじゃないなくて、指摘された問題について具体的な方策として議会と対話をして決めていってほしいと思います。ただ立場としては、そもそも低いという点を含めて、そういった点がまだ十分練られていないということで、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 高橋八重典議員。

○14番（高橋八重典君） 14番 高橋八重典です。

私は、議案第53号、賛成の立場で討論いたします。

今回の予算につきましては、厚生文教委員会で十分に議論がなされました。それから、今、先ほど反対討論された方々につきましても、この統合の話が始まったのは3年ほど前になるかと思います。その時点で、市側から案が出たときには何も意見は出なかった。それで、もうゴールが見えた頃になってからいろんな意見が出てきた。確かに請願も出てきました。実際に、もっと早くにこういった行動をしていただければ、当初からもっと有意義な意見ができたと思います。そして、議会としましても、各皆さんのお意見も十分に聞きましたし、請願者の請願についても十分に長い時間かけて議論もしました。

そういうことも踏まえまして、先ほど海拔の話もされておりましたが、さきの大雪につきましてもつかるというようなレベルではなかったと思います。実際につかるということといえば、この市役所の前の道路のほうがつかっていますし、1号線から北側のほうのところ

がつかっている実際のデータも出ていますので、十四山地区、そして大藤・栄南地区につきましては、そういったことはほぼ生活に支障があることはなかったということも立証されております。

そういうことも含めまして、この工事請負契約には賛成するということに何も問題ないと私は思いますので、そういうことを含めまして、私は賛成の討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第53号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

江崎貴大議員から発議第1号が提出されました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 発議第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第24、発議第1号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である江崎貴大議員に提案理由の説明を求めます。

○12番（江崎貴大君） 発議第1号の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第1号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、令和8年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書につきましては、関係機関に提出することを提案するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第1号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出しておきます。

次に、加藤克之議員ほか9名より発議第2号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第2号 学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書の提出について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第25、発議第2号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である加藤克之議員に提案理由の説明を求めます。

加藤克之議員。

○13番（加藤克之君） それでは、発議第2号の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第2号学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書は、地方自治の現場として教育の信頼回復を願う立場から、再発防止に向けた断固たる取組を国

及び県並びに教育関係機関に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書につきまして関係機関に提出することを提案するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

発議第2号学校教員による不適切行為の多発に対し、早急な再発防止策を求める意見書に對して、反対の立場から討論を行います。

提案の趣旨、不適切行為の再発防止を求めるという点では、もちろん共感いたします。あるいは、不適切行為そのものを起こさないような環境づくりが重要だと思います。残念ながらその内容は、厳罰化、早期の対策に重点が置かれ、現在の教員が置かれている厳しい現状、それを厳罰化によって健全な教育活動を守るという視点が欠けていると言わざるを得ません。

よって、私は以下の3つの理由から、本提案に対し反対し、より包括的な再発防止策を皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

1番は、厳罰化だけでは抜本的な解決にはなりません。提案では、教員免許の剥奪や再取得禁止といった厳罰化が強く求められています。もちろん、重大な不祥事の責任は結局は個人の問題にあります。したがって、処罰の強化は事後的な対応にすぎず、不祥事を未然に防ぐということについては直接的にはつながりません。それについては刑法であったりこの要望書でもあった各種制度を国も進めていますので、その適切な対応を待ちたいと思います。

私がこの提案書を読んだときに、むしろこれを読んだ大多数の普通の一生懸命やっている、子供たちに寄り添っていこうという教員を萎縮させてしまう。だから、何々ちゃん頑張ってねというボディータッチもまずいし、もう何もできなくなってしまう。そういう子供たちと

向き合うことをためらわせるような守りの姿勢が、さらに助長する危険性があります。実は既にされているんです。東京都辺りだと誓約書を書かせているんですよね。子供と2人きりにならないとか、触らないとかですね。誓約書を出させているんですけど、皆さんどう思いますか。本当にやっちゃんとした病気の人って、平気で誓約書にはい、何々と書いちやう。なんだけど、本当に真面目に子供と向き合っている先生こそ、そんな誓約書を書かれても子供と対応できないよって多分悩んでいるということは既に新聞、雑誌、ネット記事でも出ています。

私は厳罰化というよりは、処分基準を公平に整備するというのは、不同意性交なんかそうですけど、いわゆる罪刑法定主義なんですよね。これはまずいよねということがいろいろと積み重ねられて、それをきちんと分かりやすく共有した上で、それをやっちゃんとした目ですよ。だけど、今非常に動いていると思います。もちろん盗撮なんていうのは全然問題外ですけれども、現実にはそれ以外の様々な、さっきボディータッチとかいろいろな子供との関わりが、今は罰せられないけど、厳罰化によってひょっとしたら罰せられてしまうという、わけの分からない世界になっちゃうということなんです。

それを踏まえて2番目、教員のメンタルヘルスサポートの重要性です。

もちろん被害者の支援としてのメンタルサポートは重要です。だけど、今、学校、保育所も含めて、そういう子供と向き合っている教員のメンタルサポート、こっちのほうが重要じゃないんでしょうか。残念ながら、これがこの提案書には入っていません。いわゆる有名なのは保護者からのハラスマントとか、校内で上司あるいは先輩から、何でできないのというハラスマントが非常に多いと思います。私の身近でも正直、関係者から直接聞いています。だから、被害者支援を強化すると同時に、一人一人の教員の孤立を防いで、校内で相談できればいいんです。できない場合に、例えば全県的に、あるいは全国的に相談できる場所、安全な広域的なメンタルサポート体制というのを同時に整備することが重要だと思います。

最後に、冤罪防止と慎重な制度運用の配慮です。

提案には、通報制度の整備・強化が含まれていますが、その運用方法には細心の注意を払うべきだという視点が欠けています。この不適切行為の疑いを持たれたときに、私やられちゃったとか言われちゃったときに、事実関係がなかなか客観的に判断できない例が多いと思うんです。そういうときにこそ、一生懸命子供と向き合っていた教員が、その教員免許の剥奪、永久追放というのになっているという例が、ひょっとしたらもう既に起きているんじゃないですかね。

なので、公正な手続に基づき、教員の権利が不当に侵害されることがあつてはなりません。ここにももちろん触っています。なので、こども性暴力防止法（日本版D B S）実務運用について、教員が安心して教育活動を支えるよう具体的な研修と体制整備を慎重に進める必要

があります。というのは、実はデータベースがあっても見てなくて採用しちゃった例ってもう既に報道されているんです。なので、今ある制度をきちんと適切にやるということで、非常によく勉強されてつくられた意見書だとは思うんですが、これが学校教育現場に対していたずらな、だって議会として提出しちゃうもんですから、いたずらな不安を起こして、どちらかというと大多数の真面目に子供たちと向き合っている先生方に余計な不安を与えないかということを心配するので、先ほど言った趣旨としては、大きな趣旨としてはもちろん大賛成なんですけれども、やはりいざ提案書の内容が、具体策について言うと非常に自分が教員ではないですけれども、教員の立場で考えたときに怖いと思います。という理由で、多分もっと教員自身の健全な教育活動を守って、子供たちが真に安心して学べる学校現場を実現するというような多角的な意見書で修正できればいいのですけど、討論としては残念ながら反対討論とさせていただきます。ただ、これはとても重要な問題だということは同時に共有していますので、今後、弥富市議会としても議論すべきだと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本案は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 議員派遣の件

○議長（堀岡敏喜君） 日程第26、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件は、会議規則第167条の規定により、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本件は配付のとおり議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任をいただくことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第27、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長の申出とおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、総務建設委員長及び厚生文教委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第3回弥富市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時45分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡 敏喜

同 議員 加藤 克之

同 議員 高橋 八重典